

新年度にあたり、保護者の皆様へ（お願い）

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、SNS を通じたトラブル（個人情報漏洩や写真の投稿）が全国的に増加しております。特に、軽い気持ちでの投稿やメッセージのやり取りが、思わぬ誤解や人間関係の悪化、人権侵害、さらには法的な問題に発展するケースも見られます。

とりわけ、お子様にとってのスマホ（携帯電話）や SNS ツールの安全な使い方、トラブル防止、トラブルの対処等につきましては、「いじめ防止」の視点からも大変重要なことと考えております。つきましては、お子様が、安全・安心にインターネット社会の中で過ごすことができるよう、以下の文書をご参考までに、各ご家庭でもご確認・ご指導くださいますようお願い、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

☆スマートフォン（スマホ・携帯電話）等は保護者の厳重な管理をお願い致します。

○学校は、インターネットの一般的なリスクについて日常的な指導を行うとともに、スマートフォン（スマホ）等を使ったいじめが起こった際にも指導していますが、日々のスマホ利用においては、保護者の責任のもと十分な管理とご指導をお願い致します。

（スマホの使用前に、まずはご家庭でのルールをお決めください）

法律で、いじめが起こった時には学校で対処するように定められています。これは、スマホでのいじめも同様です。

スマホのいじめが起こった時の対応にかかる時間は膨大です。例えば、加害児童への事実確認や指導、全ての関係児童のスマホを持参させ、不適切な情報を削除する作業などです。

このような作業に教職員が対応に追われることにより、授業の準備にあたる時間や児童に向き合う時間がなくなることは、全ての児童にとって大きな不利益となります。

○ SNS 等で不適切な発言を行っていないか、定期的に確認することをおすすめします。

残念なことに、LINE 等 SNS で「死ね、うざい、消えろ」などの不適切な発言※が日常的になされており、お金に関するやり取りを見受けることもあります。

※なお、児童本人が不適切と思っているかどうかは別にして、社会常識的に不適切であれば、どのような理由でも指導の対象になります。直接スマホをご確認ください。

○ LINE、Instagram、TikTok、You Tube 等のアプリの年齢制限は、12 歳以上です。小学生が使うことは、客観的にみて早すぎると考えます。

したがって、それを小学生に利用させる保護者は、先々のトラブルのリスクを抱える覚悟を持ち、その対処を義務付けられるということです。

スマホの所持及び SNS 等の利用については、これらを踏まえて慎重に検討していただくとともに、児童にスマホをあたえる場合には、先々のトラブルを防止するためのルールについて、事前によく話し合ってくださいよう、よろしくお願いいたします。

○ LINE 等 SNS の自粛の推奨についての法的根拠は、以下をご覧ください。



【いじめ防止対策推進法より（以下抜粋）】（参考）

（保護者の責務等）

第 9 条 保護者は、子の教育について、第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。（中略）

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するように努めるものとする。（後略）

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第 19 条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

（いじめに対する措置）

第 23 条 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的に行うものとする。（後略）

STOP! いじめ



いじめは犯罪です
絶対にやめましょう